

焼津市障害者基幹相談支援センター運営業務委託に関する

公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターを設置し、今後における相談支援体制の充実に向けた取り組みを推進するものである。

焼津市障害者基幹相談支援センターの設置運営については、相談支援の質の確保の観点から法人へ委託することとし、その法人を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により、募集するものである。

この要領は、焼津市障害者基幹相談支援センター運営業務法人募集に関して、参加資格のある事業者が企画提案を行うため必要な事項を定めたものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

焼津市障害者基幹相談支援センター運営業務

(2) 業務を実施する事業所の設置場所

焼津市内に事業所を設置すること

(3) 事業内容

「焼津市障害者基幹相談支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

- ア 総合的かつ専門的な相談支援に関する業務
- イ 地域の相談支援体制の強化に関する業務
- ウ 地域の相談機関との連携強化に関する業務
- エ 地域移行及び地域定着の促進に関する業務
- オ 権利擁護・虐待防止の取組に関する業務
- カ 地域生活支援拠点の運営に関する業務
- キ 焼津市障害者自立支援ネットワークの運営に関する業務
- ク その他障害者基幹相談支援センターの運営にあたり必要な業務

(4) 業務委託期間

業務の委託期間は、契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

ただし、契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までを準備期間とし、基幹相談支援センター開設は、令和 6 年 4 月 1 日とすること。

(5) 契約限度額

見積り限度額 16,651,000円(消費税および地方消費税を含む)

※この金額は契約時の予定価格ではありません。

なお、本委託業務については、実績等を年度毎に精査し、経過良好と認められる場合には、年度毎に更新し、継続して契約することができる。

(6) 事業の所管課

〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16番32号

焼津市役所 健康福祉部 障害福祉課 障害支援担当

電話：054-631-5532 FAX：054-626-2189

E-mail アドレス：shogai@city.yaizu.lg.jp

3 参加資格

企画提案書等を提出できる事業者は、次の応募要件を満たし、様式第1号「参加表明書」等を提出後、市から様式第4号「参加資格決定通知書」で参加資格を有するとされた事業者に限る。

プロポーザルに参加する者は、本要領の目的を理解し、焼津市障害者基幹相談支援センター運營業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、次の要件を有していなければならない。

- (1) 令和5年4月1日時点において、志太榛原圏域(焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町)において法第77条の2第3項に規定する一般相談支援事業者、または法第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 正副2名以上の担当者を配置し、必要時に焼津市障害福祉課と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (4) 本実施要領や業務仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (8) 金融機関の取引停止処分がなされていない者
- (9) 解散又は廃業した法人でない者
- (10) 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱(平成24年焼津市告示第30号)に基づく資格停止を受けていない者
- (11) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者
- (12) 次のいずれかに該当しない者

ア 役員等(役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下

同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(13) 法第51条の29の1及び2に規定する欠格要件に該当しない者

4 提案等のスケジュール

項目	時期
実施要領の掲載・公告期間	1月9日(火)～1月22日(月)
質問書の受付期間	1月9日(火)～1月19日(金)
質問書への回答	1月22日(月)まで
参加表明書の受付期間	1月10日(水)～1月22日(月)
参加資格決定通知	1月24日(水)
企画提案書等の提出期間	1月24日(水)～1月30日(火)
企画提案プレゼンテーション	2月1日(木)
審査結果通知	2月8日(木)

※ 都合によりスケジュールが変更となる場合があるため、変更となる場合は参加事業者に連絡するものとする。

5 実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和6年1月9日(火)～1月22日(月)

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日等」という。)を除く午前9時～午後5時まで。ただし、正午～午後1時を除く。

閲覧場所：2-(6)に同じ

※焼津市ホームページよりダウンロード可。

6 質問書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和6年1月19日(金)午後5時(必着)

提出書類：様式第6号「質問書」

提出先：2-(6)のE-mailアドレス

7 質問への回答

令和6年1月22日（月）までに、原則として参加表明をした全事業者に回答する。

8 参加表明にあたっての留意事項

(1) 実施要領の承諾

参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とする。

(3) 使用言語等

提案に関して使用する言語は日本語とする。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容にかかわらず返却しないものとする。

(5) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(6) 情報公開

提出された書類は、焼津市情報公開条例（平成18年焼津市条例第2号）に基づき、情報公開の対象となる。

(7) 追加資料

提出書類について、提出後の追加及び変更は認められない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

9 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和6年1月22日（月）午後5時（必着）

提出場所：2－（6）に同じ

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

提出書類：

ア 様式第1号「参加表明書」

イ 様式第2号「法人の概要」及び会社パンフレット

ウ 様式第3号「事業実績」

エ 商業・法人登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。発行日より3月以内のもの。）

オ 財務諸表（写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書。いずれも終了した直近の事業年度のもの。）

カ 納税証明書（写し可。法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明もの。税務署様式その3又はその3の3。）

キ 印鑑証明書（代表者印の印鑑証明書。発行日より3か月以内のもの。）

※ なお、焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に基づき、有資格者名簿に登録をしている者については、上記エ～キを省略することができる

10 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、令和6年1月24日（水）までに様式第4号「参加資格決定通知書」を電子メールにより通知する。
- (2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して3日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けないものとする。

11 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第7号「業務プロポーザル参加辞退届」を令和6年1月30日（火）午後5時（必着）までに、焼津市役所健康福祉部障害福祉課へ提出。

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしないものとする。

【これ以降は、参加資格を有する提案者の手続きです。】

12 提案内容

- (1) 別に定める「焼津市障害者基幹相談支援センター運営業務委託仕様書」の要求基準を満たすものであること。
- (2) 仕様書に記載する項目のうち、本業務で費用が発生するものに関しては、漏れなく計上すること。

13 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 提案費用の負担
提案に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 使用言語及び通貨単位
提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (3) 提出書類の取り扱い
提出された書類については変更できないものとし、採用、不採用にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提供資料の取り扱い
市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認められない。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- (7) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て本市に帰属するものとする。
- (8) その他
本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。
提案書に記載された内容は、特に明記が無い場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。

14 提案書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和6年1月30日（火）午後5時（必着）

提出場所：2－（6）に同じ

提出方法：持参または郵送

15 書類等の提出について

	提出書類	説明
①	企画提案書	様式第5号を使用すること。
②	提案書	「16 提案書作成」の要領に従い作成すること。
③	見積書及び明細書	様式第8号を使用すること。 見積額の算出根拠となる明細書の様式は提案業者独自のもので構わないが、項目区分は順守すること。

(1) 表紙に①様式第5号「企画提案書」を使い、②～③と一緒に紙製ファイルに綴じること。

(2) 代表者印を押印した正本を1部、正本を複写した副本を9部提出すること。

16 提案書作成

A4（縦及び横）15 ページ以内（表紙を含む）でまとめること。

17 本計画策定にかかる経費及び算出区分

(1) 費用の算出区分は様式第8号のとおりとする。

(2) 見積額の算出根拠となる明細書には、数量、単価等を記載すること。

18 提案プレゼンテーション

(1) 提出期限後、提案内容のプレゼンテーションを開催する。

(2) このプレゼンテーションは、本調達最終判断を行う選定委員会 に対して行う。

(3) 開催日は、令和6年2月1日（木）に焼津市役所本庁舎2B会議室で開催する。説明の順番、時間等は、別途通知する。

(4) プレゼンテーションは3名以内で行い、プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答を含め、60 分程度で終了する。（参加表明者数により、時間を調整する場合がある。）

(5) プロジェクター、スクリーン等は本市で用意する。パソコンについては提案業者にて準備すること。

19 優先交渉権者の選定

本業務の受託者選考にあたっては、焼津市障害者基幹相談支援センター選定委員会が、下の事項について、提出された提案書等の書類及びプレゼンテーション等を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せ、優先交渉権者を選定する。複数の提案者において評価点と提案価格が同じであった場合には、くじにて優先交渉権者を決定する。くじについての辞退はできないものとする。

(1) 本業務の業者は、以下の内容を総合的に評価し、決定をする。

企画提案書の書類審査、プレゼンテーション審査の内容等を総合的に評価し、6割以上の得点を最低ラインとし、獲得点数が6割以上を満たす者のうち最上位の事業者を優先交渉権者として決定する。審査結果については、すべての提案者に対し、審査会開催日から1週間以内に市障害福祉課から通知する。

なお、選定委員会は、審査にあたっては次表の事項等について評価する。

NO	項目	評価のポイント	配点
1	委託業務応募理由及び企画提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの役割を理解し、市の福祉行政へ貢献する姿勢が明確であるか ・ 本事業を受託するにあたって、市の現状や課題を把握した上での取組方針や具体的な企画提案が示されているか 	10
2	安定した管理運営が可能な法人か	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人に障害者福祉事業の実績があるか ・ 法人としての体制のサポート力、相談員への支援（スーパーバイス等）について、具体的に示されているか ・ 主任相談支援専門員が配置できる体制か 	20
3	総合的・専門的相談支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な相談支援体制や障害種別を問わない相談支援の体制構築が具体的に示されているか ・ 計画相談、委託相談の相談支援専門員等に対するスーパーバイスの手法や人材育成研修の具体策が示されているか 	40
4	地域の相談体制の強化に関する業務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的な相談支援体制の役割が理解された内容となっているか ・ 計画的な人材育成を行うための具体策が示されているか 	40
5	地域の相談機関との連携強化に関する業務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携を要する機関が具体的に示されているか ・ 関係機関等と連携するための手段や目的等が的確で具体的に示されているか ・ 重層的な相談支援体制の役割が理解された内容となっているか 	10
6	地域移行・地域定着の促進に関する業務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の地域移行・地域定着に向けた方向性及び具体的な取り組みが示されており、効果的で実現性があるか ・ 地域包括ケアシステムの協議の場の効果的な運営手法が示されており及び体制整備について具体策があるか ・ 住宅入居等支援事業の推進に向けた方向性について具体的に示されているか 	20
7	権利擁護・虐待防止の取組に関する業務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護に関する本事業の役割を理解しているか ・ 権利擁護の推進及び相談支援体制の構築について、具体的に示しているか 	10
8	焼津市障害者自立支援ネットワーク（全体会、各専門部会等）の運営に関する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市自立支援ネットワーク（自立支援協議会）に求められる機能を理解し、関係機関との連携体制の構築の手法及び自立協議会での活用の方策が示されているか 	

	業務について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会の効果的な運営方法を具体的に提示しているか ・ 運営について、行政と連携しながら主体的な役割を担う視点があるか ・ 地域生活支援拠点等事業（くらしセーフティネットくろしお）の体制整備について具体的に示されているか 	30
9	その他障害者基幹相談支援センターの運営にあたり必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志太榛原圏域スーパーバイザー等との連携について、具体的に示しているか ・ その他運営に必要な業務について、具体的に示しているか 	10
10	コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に関する積算根拠 	5
11	独自提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を受託するにあたっての、貴法人独自の仕様書にない企画提案及び取組方針 	5

20 契約に関する条件

(1) 契約の交渉と契約について

優先交渉権者と契約交渉を行ったうえ、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

(2) 契約は、業務委託契約とする。

(3) 費用の支払いは、全ての業務を実施したことを検証後に支払事務を行う。

21 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、焼津市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行うこと。

(2) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。

(3) 再委託の禁止

(ア) 本業務の受託者は、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

(イ) 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

(4) 瑕疵担保責任

本業務の完了検査後1年以内に本要領及び仕様書との不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととする。

(5) 費用弁償

本要領にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、提出者の負担とする。

(6) 問合せ先

この件に関する問い合わせは、全て電子メールにて行う。(2-(6)の E-mail アドレス) 電子メールに資料添付をする場合は、必ず ZIP 形式で圧縮して送信すること。